

令和7年6月定例会 文教福祉常任委員会会議録	
招 集 月 日	令和7年6月18日（水）
会 議 場 所	市役所 5階 議場
開 会 日 時	令和7年6月18日（水）午前9時09分
閉 会 日 時	令和7年6月18日（水）午後1時49分
委 員 長	織田 京子
委員会出席議員	
委 員 長	織田 京子
副 委 員 長	後藤 耕佑
委 員	潮田 幸子 諏訪 三津枝 芝寄 和好 西尾 綾子
欠 席 委 員	
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 6 0 号	鴻巣市立小・中学校体育施設の利用に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 6 3 号	令和 7 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 2 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決

委員会執行部出席者

(こども未来部)

こども未来部長	小林 宣也
こども未来部副部長	矢澤 潔
こども未来部参事兼	
こども応援課長	沼上 早苗
子育て支援課長	新井 玲奈
保育課長	富田 まゆみ
こども応援課副参事	黒巢 弘路
こども応援課鴻巣児童	
センター所長	新島 政博

(健康福祉部)

健康福祉部長	木村 勝美
健康福祉部副部長	高子 英江
健康福祉部参事兼	
障がい福祉課長	高田 史
福祉課長	鈴木 恵子
健康づくり課長	中山 尚子
介護保険課長	小野田直人
ねんりんピック推進	
プロジェクト課長	金子 栄次
介護保健課副参事	千葉 昌子

(教育部)

教育部長	鳥沢 保行
教育部参与	池田 耕司
教育部副部長	松本 直樹
教育部副部長兼	
学務課長	棚澤 大輔
教育総務課長	長島 正和
生涯学習課長	清水 健紀
学校支援課長	鈴木 聡
スポーツ習課	竹井 豊
中央公民館長	新井 隆司
教育総務課中学校	
給食センター所長	関根 好一
学務課副参事	伊藤 一途
学校支援課副参事	榎本 泰
学校支援課教育支援	
センター所長	中根 洋子
吹上支所副支所長兼	
地域グループリーダー	吉田 勝彦
川里支所副支所長	中越 好康

書 記
書 記

國島 清文
藤平美由紀

（開会 午前 9 時 0 9 分）

（委員長）ただいまから文教福祉常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。潮田幸子委員と諏訪三津枝委員をお願いします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第60号 鴻巣市立小・中学校体育施設の利用に関する条例の一部を改正する条例、議案第63号 令和7年度鴻巣市一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会に付託された部分の議案2件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案について、議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

また、質疑については、質疑する内容についてよく整理をしていただき、議案第63号についてはページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただきますよう、よろしく願いいたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

この方法でご異議ありませんか。

（異議なし）

（委員長）ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

暫時休憩いたします。

（休憩 午前 9 時 1 0 分）

（開議 午前 1 0 時 5 9 分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、議案第60号 鴻巣市立小・中学校体育施設の利用に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

（スポーツ課長）視察ありがとうございました。議案第60号 鴻巣市立

小・中学校体育施設の利用に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

資料を御覧ください。この改正は、旧鴻巣市立小谷小学校において、令和 7 年 8 月 1 日から鴻巣市立教育支援センターが設置されることに伴い、教育支援センターの体育施設を市民が小中学校の体育施設と同様に利用することができるよう、利用施設に教育支援センターの体育施設を加えるために条例の一部を改正するものです。

改定時期につきましては、施行日を令和 7 年 8 月 1 日といたします。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（芝寄）では、何点か通告どおりにまず質問していきたいと思います。管理が変わるということで、体育館やグラウンドを利用する団体、これからも予約という形を取っていくと思うのですけれども、まずは予約の現状どおりのやり方なのか、どこでどういうふうに予約をしていくのか、まず確認したいと思います。

（スポーツ課長）利用方法につきましては、従前のおり利用調整会議等を踏まえまして、学校の判断の下、空いている部分につきまして、市民の方々、地域の方々のスポーツ、レクリエーションに対応できるような形で、従前と同じような形で名簿及び申請書等を提出いただき、それに対して調整会議を通して決定して受付等を進めているところでございます。

以上です。

（芝寄）今までは学校に申し込むのでしたっけ。スポーツ課に申し込むのでしたっけ。ちょっとその確認をしたいと思います。

（スポーツ課長）利用登録証とともに名簿をスポーツ課のほうに提出をいただき、まず内容を精査させていただきましてスポーツ課で判断し、利用団体として登録をしていただきます。それと同時に、利用計画表を学校のほうへ提出、学校のほうと併せたものがスポーツ課のほうに届きまして、それを基に許可証をスポーツ課のほうから各団体のほうへ出し

て利用をいただいているところでございます。

以上です。

（芝 寄）では、流れ的には今までと変わらないというふうに認識なのですが、この春から公共施設の予約システムが、活動センターや総体等いろいろあったものが統一されて、1つのIDで取れるようになったというふうに認識しておりますが、今後そういった小学校の施設等をそのIDで取れるようにしていくとかという、というか、もうそういう意見も出てきているので、この春からのIDの取り方、予約の取り方もまだちょっといろいろ、市民からもちょっとやりづらいというのは上がってきているのですけれども、それも踏まえて小中学校の施設の取り方、そこに統合するという考えは今後あるのでしょうか。

（スポーツ課長）学校体育施設につきましては、地域のスポーツ少年団またはサークル団体等の利用者間でスケジュール調整を行って、調整会議の中で行いまして、利用方法を定めたところで、調整を取りながら今行っているところです。その関係もございまして、今回公共施設予約システムを導入しましたけれども、そちらについては今のところ、学校開放についての導入は考えていないところでございます。

以上です。

（芝 寄）今のところ考えていないということは、今後検討して導入するという。やっぱり市民もそういうのが使いやすい、予約もしやすいと思うのです。自宅にいて予約が一発でできるという。空き状況も見れるという。やはり使い勝手を考えればぜひとも進めていただきたいのですけれども、検討していただけるのでしょうか。

（スポーツ課長）すみません。先ほども申し上げたとおり、やはり地域を今最優先、地元のスポーツ少年団、野球なりバドミントン、バレーボールの団体等、やはり地域に特化したスポーツ施設というところでお貸ししているところもあります。その辺をまず最優先に考えると、すぐにすぐ公共予約システムに移行していくのはちょっと難しいところがあるのかな。ただ、全く考えてはいないところでもありますけれども、今現在ではちょっと調整がまだ必要になってくるかなというふうに考えてお

ります。

以上です。

（芝寄）すみません。しつこいように申し訳ないですけれども、地域に密着型するというのは分かるのですけれども、ではそれを限定にしてシステムを使えるようにというのは、全然可能ではありますよね。使える人を限定すれば。あそこを取れる人を。そうすると、やっぱりその団体でも変更なりなんなりするなりしても、自宅にしながら予約できる、すぐに空き状況も見れるというのはやっぱり本当にもう大変便利なので、ぜひとも、私的にはシステムの的にはすぐできそうな気がするのですけれども、いま一度そこを聞きます。

（スポーツ課長）確かにおっしゃるとおり今回の公共予約システムにおきましては支払いまでがワンストップでできるような、様々なご意見をいただきながらまたシステムの構築等も行っているところではございますけれども、なかなかこの学校開放というのは、先ほど来申し上げているとおり地域、システムの的にできる、できないはまた今後調整はしていかなくتهはいけないと思いますけれども、そのようなご意見も確かにいただいているところもございますので、その辺を含めて今後、スポーツ施設だけではないので、併せて調整等をしていきたいと考えております。以上です。

（芝寄）では、実際利用する団体の立場でご質問ですけれども、鍵の関係、通告してありますけれども、今までどおりの鍵の取扱いであそこを開け締めして各団体にお任せするのか、管理が変わって、当然土日にあそこが空いていないときに利用する団体のほうが多いと思うのですけれども、今後支援センターがあそこに入るに当たって、鍵の管理等、どのようなやり取りを想定しているのかお聞きします。

（スポーツ課長）お答えいたします。

体育館の鍵につきましては、現状どおり、体育館の出入口付近にダイヤル錠付きのキーボックスを設置してございますので、そちらをご利用いただいて、開け締めのほうを責任持って行っていただくというような形で、従前どおりと変わらずに利用していただくような形になっておりま

す。

以上です。

（芝 寄）では最後に、そのキーボックスなのですけれども、以前も一般質問でもしたかと思うのですけれども、暗証番号の管理がちょっとあんまりよくできていないというふうに私は感じている。ずっと同じ番号を使っていたり、以前もそれは聞いたり確認したりしたのですけれども、時々変更するというふうに当時答えていたと思うのですけれども、そのキーボックスの暗証番号はどのような管理をして変更したりしているのか、今後どのような形を取っていくのか、ちょっとお聞きします。

（スポーツ課長）ご質問にお答えいたします。

先ほど申し上げたとおり、4桁のダイヤル錠のついたキーボックスを設置しており、その中に出入口の鍵を入れておるということで、こちらの番号につきましては学校と各団体の責任者が把握して、信頼関係の下、番号のほうを通知しているところではございますけれども、やはりどうしても当番制を設けていたり、番号が漏れてしまうということもあり得ると思っております。仮にそのような場合が発生したときには、学校のほうに話をしまして、小谷小でいいますと学校支援課が管理、支援センターが管理になりますので、支援センターのほうと利用者のほうでその辺の番号を改めて変更して管理をしていただくような形で、ただその辺もやはり、学校または支援センターをお借りしているところもありますので、安全面も考えてその辺はきっちりと代表者のほうに話をさせていただいて、漏れののないような形でご利用いただくように指導してまいりたいと考えております。

以上です。

（諏訪）では、通告していますので、何点かお聞きしたいと思います。今日現地を見させていただいて、より深く旧小谷小学校のよさが分かった次第です。旧小谷小学校の体育施設を現在利用している団体の数、そして利用目的、利用実態の詳細を伺いたいと思います。本会議場でも質問があったのですが、ちょっとメモし切れなかったものですから、お願いいたします。

(スポーツ課長) お答えいたします。

まず、利用団体数になります。7団体。校庭が3団体、体育館が4団体、合わせて7団体のご利用をいただいております。

利用目的につきましては、ソフトバレーボールが1団体、バレーボールが1団体、バドミントンが1団体、空手道が1団体、少年野球が2団体、グラウンドゴルフが1団体の計7団体にご利用いただいているところでございます。

利用実態につきましては、令和6年度の数字で申し上げますと、まず体育館につきましては201件の貸出しをしております、人数にしますと3,972人の方がご利用いただいております。続きまして、校庭につきましては26件、234人の方にご利用いただいているところでございます。

以上です。

(諏訪) 利用実態が、ただいま数をいただきました。201件ということなのですけれども、そうしますと例えば月でいうと何回ぐらいお使いになっているのか、校庭も含めて。あと、それを週で、例えばバレーボールが週1だとか、そういった詳細もしお分かりでしたらお願いいたします。

(スポーツ課長) すみません、あまり細かいところまでがないものですが、ソフトバレーボールの団体につきましては週1回。バレーボールにつきましては、こちらなのですけれども、日曜日から月曜日、火曜日、木曜日を除く週5回。バドミントンにつきましては週1回。空手道につきましても週1回。少年野球につきましては、2団体ありますので、午前中使ったり、その辺は団体等のほうにお任せしているところもあるので、すけれども、土日両日利用されております。また、グラウンドゴルフにつきましては週1回の利用となっております。詳細については、そこまでしかちょっとデータがございません。申し訳ありません。

以上になります。

(諏訪) 大変数的にもたくさん使っているところなのだなというのを感じました。そうしますと、利用に当たっての事務的業務、今まではスポーツ課さんが対応ができていたと思いますが、今後、教育支援センターさんがそういった事務的な業務を行うかと思われるのです。

が、先ほど前任者のほうの質問の中では、もう既に鍵ボックスを使って、そこでIDを使いながら開けたり締めたりができるので、特にその使うことに当たっては事務的な作業はないかと思うのですが、先ほどご説明の中に利用者間調整会議というのですか、こういったものが持たれている。これが月にどのぐらい回数があるのか分かりませんが、新たに教育支援センターが窓口となることで、今まで教育支援センターさんそういった業務があったかどうか分かりませんが、業務負担が増えないのかということを伺いたいと思います。

（スポーツ課長） 委員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほどありました割り振り会議につきましては年2回。こちらの手続等につきましては、現状どおりスポーツ課のほうで対応を今後もしてまいります。業務につきましてはの受付業務等につきましては、今までどおりスポーツ課で行ってまいります。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級）） 今お話しいただきました業務負担にならないかというところですが、条例改正によって、これまで小谷小学校で実施していました学校開放事業と同様の取扱いとなることから、教育支援センターの業務負担はほとんどないと考えております。学校開放事業については、先ほどお話があったとおり、全ての学校において、スポーツ課主導の下、割り振り会議を開催し、利用団体と調整を行うなどの対応をしておりますので、条例改正以降も同様の対応としてまいります。

以上です。

（諏訪） そうしますと、今までどおり、会議等も含めてスポーツ課さんが主体的に行うということで、教育支援センターの業務負担にはならないというご答弁でよろしいわけですね。そうしますと、ただいま学校開放という名称で今後もそれを続けていくわけなのですが、教育支援センターをいわゆる学校という扱い、今回の条例で、条例の中に教育支援センターという文言が入るのですけれども、ただ学校という扱いではないかと思うのですけれども、学校開放というその管理というのでしょうか、それが教育支援センターの所掌になるのかどうか、ちょっとその辺がよ

く分からないので、ご説明いただけますか。

(すみません、ちょっと休憩してもらって

いいですかの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11 時 18 分)

(開議 午前 11 時 20 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(スポーツ課長) すみませんでした。確かに委員おっしゃるとおり、今までは学校開放ということで学校の体育施設を使用しまして地域の方のレクリエーション、スポーツに利用いただいていたところで、今回、小谷小におきましては学校というところから外れまして支援センターという教育財産にはなりますけれども、それを含めて今までどおり同じように使用いただけるように、条例の中には小中学校等ということで入れさせていただいて、同じような形で条例を一部改正をして今後も利用していけるような、そんなような形で今回の一部改正ということで捉えております。

以上です。

(諏訪) そうしますと、条例に基づいて教育支援センターが今後はということなのですが、学校開放という概念ではないですねということで、しつこいようなのですが、申し訳ないのですが、お願いいたします。

(委員長) 暫時休憩いたしますか。

(すみませんの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11 時 21 分)

(開議 午前 11 時 22 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(スポーツ課長) 先ほど来、学校開放ということで説明させていただいたのですが、あくまでも呼び名であって、今回の改正につきまし

てはあくまでも市立小中学校の体育施設利用に関する条例の一部改正ということで、学校開放という言葉ではなく、その中に支援センターも加わるということで、等ということで取扱いをさせていただいている。概念的には、内容的には同じようなことで今回捉えております。

以上です。

（諏訪）あと、現在の教育支援センターのことですけれども、グラウンドという表現がされています。校庭のような意味なのか、どの部分がグラウンドなのかちょっと、申し訳ありません、よく分からないのですが、今まで教育支援センターでグラウンドを一般の方に貸し出したというような実績があるのかどうか伺いたいと思います。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））現在、教育支援センターにはグラウンドを所有しておりませんので、実績はありません。屋外での運動等については、隣接しているグラウンドゴルフ場とか、あとは川里生涯学習センターの体育室を利用するなどして実施しております。

以上です。

（諏訪）では、最後になります。

現在、教育支援センターは7月いっぱいには教育委員会のほうの管理というふうになっているかと思うのですが、これはちょっと近隣の市民の方からでしたが、結構草が繁茂してしまっていて、もう既にちょっと廃墟のようなイメージがあるのですけれどもというような声がありましたけれども、7月いっぱい教育委員会での管理が行われるのですけれども、施設そのものをどのように管理をしていくのかということ。8月1日以降はやはり教育委員会での管理かと思うのですけれども、その辺を伺いたいと思います。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））お答えします。

草なのですが、多分見ていただいたときにたまたまちょっと草がたくさん生えていたのだと思うのですが、ちょうど今草取りをしていますので、きれいにしているところでございます。大変ちょっと草が、ちょうど大変なときだったと思うのですが、今きれいにしております。ふるさと館

の跡地については、現在、教育支援センターの移転後の具体的な活用方法は決まっておりません。公共施設等の総合管理計画庁内検討委員会で継続検討事項として上げられております。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前 11 時 25 分）

（開議 午前 11 時 26 分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））失礼いたしました。8月までの小谷小の管理につきましては、教育支援センターのほうで行っております。

以上です。

（諏訪）8月1日以降、教育委員会で管理されるのかと思っておりますが、そのようではないということでしょうか。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））8月1日からも教育支援センターのほうで管理していきます。

以上です。

（教育部長）では、お答えいたします。

旧小谷小学校の管理なのですが、現在普通財産という形になっております。通常ですと、普通財産は市長部局が管理をするということでございますが、市長からの委任を受けまして教育委員会が旧小谷小学校を管理するという形になっております。そういったことから、4月から7月の31日までの間も教育委員会が引き続き小谷小学校を管理ということで、草等が伸びている場合には必要に応じて草刈りを行ったりですとか、そういった対応をしてまいりたいと思っております。

以上です。

（諏訪）旧小谷小学校は分かります。今後のふるさと館なのです。8月1日以降、教育支援センターがこちらに移転してきた後のふるさと館の管理は、予算上はたしか教育委員会だったと思いますが、よろしいのかどうか伺います。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））お答えいたします。
ふるさと館の跡地、現在は教育支援センターの移転後の具体的な活用方法は決まっておりません。公共施設等の総合管理計画庁内検討委員会で継続検討事項として上げられております。教育支援センターの中には大きな収蔵スペースがありまして、伝統的な物品や書物が収蔵されていることで、収蔵庫としての活用や伝統的な民具等の展示スペースなどが考えられております。

草刈り等につきましても、引き続き教育支援センターのほうで管理していきます。今年度、7年度は教育支援センターのほうで管理していきます。

以上です。

（潮田）すみません。私、通告はしておりませんでした。それで、確認をしたいことが、まずこの条例、この改正のほうではなくて大本のほうの条例を細かく見たのですけれども、そこの中には時間的なもの、または休日とか祝日とか、そういった表現が一切ないのですけれども、これは市としてこの小中学校の施設の利用に関するものの時間帯とかの定義というのはあるのでしょうか。

（スポーツ課長）委員おっしゃるとおり、条例等に特に明記はされていないのですけれども、こちらにつきましては、内規ということで、そちらのほうで対応させていただいているところでございます。

（潮田）内規だと議決が必要なものではないから。ただ、これ施行規程のほうにも載っていないかな。今そっちのほうも確認したのですけれども、そっちのほうにも載っていないのですけれども、要は学校がやっていない日、いない時間ということになるかと思うのですが、校庭と体育館によって違うのかな、ここで、この条例で言っているものが指すのはどういう時間。内規で決まっているとしても、それをちょっと示していただければと思うのですが。

（スポーツ課長）体育館につきましては、午前8時半から午後9時半という利用時間になっておりまして、平日につきましては、体育館につきましては午後5時半から。あくまでも学校が終わった後ということで利

用いただいているところでございます。施行規則で時間等は示しております。

以上です。

（潮田）そうすると、体育館はその時間。校庭のほうは全く同じ時間ということでしょうか。

（スポーツ課長）失礼いたしました。校庭におきましても8時半から9時半という利用規定にはなっておりますけれども、一部の小学校を除きまして、夜間照明がございませんので、あくまでもその時間の範囲内というような利用方法になっております。

以上です。

（潮田）今回の条例改正で今まではなかったものが大きく変わるわけだと思うのですけれども、今ここの執行部のほうでいらっしゃる方は皆様、学校の校長先生とかを経験されていらっしゃるので、そのときに、校長先生とか教頭先生とかされていたときに、こういった校庭とか体育館の利用で校長先生のほうに問合せというのは今までなかったのでしょうか。ちょっとそこら辺お聞きしたいのですが。

（学校支援課長）お答えいたします。

一般の方から校庭を今空いていたら使わせてほしいというような申出は、校長先生または教頭先生、職員室のほうにあるということはございます。

以上でございます。

（潮田）そういったようなときというのは、この条例に決まっていますから、この担当はスポーツ課なのですよとかというお話でよかったのか。要は私が心配しているのは、どうしても今まで学校で利用していた団体の方とか、またはほかのこれからやりたいという方も教育支援センターのほうに問合せが行くのかなという気がするのですけれども、今まで学校であったときには、対応はどのようなふうにご対応されていたのでしょうか。

（学校支援課長）お答えいたします。

市内の学校における対応なのですけれども、まず平日の児童生徒が学校

にいる時間については、もちろん学校関係者以外は立入禁止となります。また、児童生徒の登校前、それから放課後から17時半までは原則学校関係者以外は立入禁止なのですが、所属の児童生徒、保護者、それからその他の地域の方々の立入りについては妨げていないので、特に入ってはいけませんというようなお答えはしていない状況です。平日の17時半以降、また休日については学校開放の時間帯となりますので、その時間には教員たちはいない状況なのですが、問合せがある場合には、予約をしている登録団体のみ利用可能ですよ、ただ校庭に立ち入る、予約が入っていない場合については、地域の児童生徒や保護者、その他地域の方の立入りは、特に入ってはいけませんというような妨げはしていないような状況になります。

以上となります。

（潮田）確かにあんまり厳格にできない部分というのもあるとは思いますが、この条例からすると、これは団体で借りる場合を示しているのかなというふうに思うのですが、団体ではなく地元のその学校の今まで通っていた子たちはそこで遊べたというのがあったかなと思うのですが、今後そういうような、教育支援センターになったから、今までと変わるということはないというふうに思ってよいのかどうか。それは、その団体の部分についてはこれで決められているけれども、それ以外のものというのは特に何か、条例だとか何か規定ってあるものなのでしょうか。

（学校支援課長）お答えいたします。

個人の利用についてのそういった規定というものは特にございません。先ほど申し上げた学校の中の例の形が、今後教育支援センターが旧小谷小学校に移った後も、この条例により学校の部分が教育支援センターに変わったという形で、同じ扱いというふうに捉えております。

以上でございます。

（潮田）ただひたすら懸念しているのは、教育支援センターの業務が多くなってしまうって、先ほど、でも前任の方の質問でそれはないということでございましたので、なのですが、そういったここでの団体の借り

るのに関しては全部スポーツ課のほうとなりますというような明示はされるのかというところと、あと、とはいってもやっぱりどうしても教育支援センターのほうに聞くかなという部分もあるかなという懸念があるわけなのですけれども、まず確認です。今までだと校長先生が鍵の管理、鍵の暗証番号も知っていた。今度も教育支援センターと地域の団体の方がナンバーを知っているという状況。教育支援センターはそのナンバーも当然管理をしているということですのでよろしいのでしょうか。

（スポーツ課長）委員おっしゃるとおりです。今までは学校長と先ほど来申し上げているとおり団体の代表者。そこに今回から支援センター、8月1日から入りますので、支援センターと代表者という扱いになります。

以上です。

（後藤）通告していた質問、前任者の皆様幾つかご質問されていたので、私からは1点だけ。

鴻巣市立小・中学校体育施設の利用に関する条例施行規則の中の第4条と、あと第15条にそれぞれ管理指導員とか運営協議会を各学校で設置をするといった文言がありまして、今回のこの条例改正に当たってこの部分が実際の運用としてどうなっていくのか、管理指導員は、では見通しとしてはどこの誰がやるのかみたいなどころを含めて伺います。

（スポーツ課長）お答えいたします。

教育支援センターに変更された後にも現状のとおり適用されていきます。ここから出てきます管理指導員とは、こちらはあくまでも学校開放利用者のほうの代表者になっておりますので、そちらの方が引き続き管理等を行っていただくようなことになります。

また、15条でうたっております運営協議会、これは年2回行っております、私も先ほど説明をさせていただきました割り振り会議、こちらが各学校で、学校ごとにその割り振り会議で、その学校ごとの方々が集まったところで学校開放割り振り会議、こちらでいう運営協議会を行っていただいていますので、こちらが今回の条例改正に伴って支援センターになっても、引き続きセンターでも適用されます。

以上です。

（芝罘）すみません、1点だけ。

災害時、有事のときの避難場所になっているのですけれども、体育館、グラウンド等なった場合に、今までは学校中心ですけれども、支援センターが開いている間に起きた災害のときにはどのような体制になるのか。災害時の対応の仕方をちょっと整理して教えていただきたいと思います。

（委員長）すみません、それもしかして危機管理のほうでしょうか。災害時の学校対応。教育委員会のほうで答弁可能でしょうか。

暫時休憩いたします。

（休憩 午前 11 時 41 分）



（開議 午前 11 時 43 分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（学校支援課長）お答えいたします。

地域防災計画に基づいて、これまでどおり対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

（西尾）すみません、通告出していないのですけれども、1点だけ。

前任者の質問とも重なるのですけれども、やっぱり今日見てきた施設、学校、旧小谷小学校、非常にグラウンドも体育館もすばらしいところで、遊ばせておくにはもったいない施設だなと思います。できるだけ地域の方や市民の方に有効利用していただくのがいいのではないかと思うのですが、例えば先ほども前任者のほうで鴻巣市の公共施設予約管理システム、こちらのほうでもっと利用できるように、利用したい人が予約できるようにできないかというような質問もありましたけれども、それについてなのですが、例えば予約している団体、ふだんよく使う先ほどの7団体とかが先にあらかじめもう半年ごとに予約、使う日にちを押さえておいた上で、空いた日にちをそのシステムでほかの人も予約できるようにするとか、そういった工夫をしながらできれば、システムでもほかの

地域以外の人たち、市内の人たちに使っていただけるような工夫というのはできないのか、ちょっとお伺いします。

（スポーツ課長） 委員のご質問にお答えさせていただきます。

システムに今後導入可能かどうか、またはどうしてもこちら学校施設、今は支援センターに8月1日からなりますけれども、どうしても今現在公共予約システムでは名簿等は確認をさせていただくだけというような取扱いで行っております。しかしながら、今回の学校開放事業、こちらの小中学校の体育施設の一部、条例の改正について、こちらについてはどうしても学校施設、支援センター施設ということですので、安全をまず第一に考えるとなると、名簿等も明らかにどなたが利用しているかというのをやはり確認をしなくてはならない、提出をいただかなくてはならない。その辺の状況を踏まえて、当初より今回様々な施設が公共予約システムに新たに加わってきたところでございますけれども、やはり課題等もありますので、ただ今後調整をして協議はしていけないといけなかなと。やはりこれだけいい公共施設の予約システムを入れたことですから、それも踏まえまして、よりよく利用できて、市民の方が便利に使えるようなことでありますので、その辺はちょっと今後考えさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

（西尾） それに関しての再質問なのですが、例えば地域の人とかがあの体育館を使って映画の上映会をやりたいのだというような企画をした場合、使えるのでしょうか。どなたが来るか分からないですよね。名簿をあらかじめ出して、利用者が全部分かっているというような形にはならないと思うのですが、そういった使い方はできないということなのでしょうか。

（スポーツ課長） 今までも学校開放事業で、これはちょっと別にはなりますけれども、保育所の運動会、ボーイスカウトのイベント、または消防団の訓練等、地元の方々がメインになってやるような、また地元の団体がやるようなものについては貸出しはしてまいりました。不特定多数になると、今後やはりどうしても、先ほども申し上げたとおり学校施設、

やっぱり支援センター施設になりますので、安全をまずは第一に考えるとなると、何でも受け入れられるというのはちょっと難しいところがあると思います。それは、その都度協議をしていかないといけないかなというふうに考えております。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。大丈夫ですか。

（なし）

（委員長）では、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）ほかに反対または賛成の討論はありませんか。ありませんね。

（なし）

（委員長）では、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第60号 鴻巣市立小・中学校体育施設の利用に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午前 11 時 48 分）

（開議 午後 零時 58 分）

（委員長）では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第63号 令和7年度鴻巣市一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(西尾) では、すみません、議案第63号 令和7年度鴻巣市一般会計補正予算(第2号)について質問させていただきます。

まず、13ページの福祉課、生活保護総務費庶務事業、生活保護システム改修委託料なのですけれども、先ほどもご説明がありましたけれども、これは令和7年10月施行の生活扶助基準の見直し等に伴うシステム改修委託料とのことですけれども、令和5年と令和6年、2023年と2024年の特別加算1,000円に、さらに今年度10月から500円を加算するための改修もこれに含まれているのか、一応お伺いします。

(福祉課長) そちらについては、2つの改修内容がありまして、1つ目については生活保護基準改定への対応と、2つ目は被保護者調査に関する調査項目変更のためとなっております。

まず、1つ目のシステム改修のほうになりますが、委員ご質問のとおり、令和5年から6年に措置された特例加算1,000円が1,500円に増額の上、令和7年から8年度においても措置されることに対応するためのシステム改修となっております。

また、生活保護システムから出力し、国の統計システムに毎月入力、報告している生活保護の月報、年報などの調査票に係る調査項目の変更に対応するためのシステム改修となっております。

以上です。

(西尾) では、今のに関連するのですけれども、現時点での本市の生活保護受給者数をお伺いします。

(福祉課長) 5月末の数字になりますが、人数としては912人、世帯としては751世帯となっております。

以上です。

(西尾) では、15ページなのですけれども、午前中の現地視察、どうもありがとうございました。生涯学習課の文化財調査事業なのですけれども、これ市のホームページを見ましたら、発掘調査補助員1,331円、発掘

調査作業員1,246円、発掘整理作業員1,224円で会計年度任用職員として市のホームページで募集をかけているのですけれども、現在登録している人数はそれぞれ何名かお伺いします。

（生涯学習課長）お答えいたします。

現在登録している人員ですけれども、発掘調査補助員、こちらについては登録のほうございません。発掘調査作業員20名、発掘整理作業員が18名の登録がされております。

以上です。

（西尾）今の人数で足りているのでしょうか。私の感覚なのですけれども、ほかの自治体も大体これくらいの時給で募集しているところが多いようなのですけれども、この時給よりも高いところで募集しているところもあります。そもそも会計年度任用職員の方の時給がほかの職種も含めて安いと感じているところで、なおかつ先ほども見させていただいたのですが、この夏の炎天下の中で苛酷な外での作業もある中で、この時給はやはり安いのではないかなと思うのですけれども、人が集まっていない、足りていないというのであれば、やっぱり時給の低さも影響しているのかなと考えるところなのですけれども、今時点で登録人数というのは足りているのかお伺いします。

（生涯学習課長）お答えします。

今現在登録している方で十分作業については満たされているというところで、足りているということでございます。

以上です。

（西尾）十分足りているということなののですけれども、例えば発掘調査補助員は登録者ゼロ名ということなのですが、この方は特に今いなくても足りているということでしょうか。

（生涯学習課長）補助員の方ですと、かなり専門的な知識等を要する方が補助員として登録していただく必要があることから、作業の中で支障があるかという、実際は調査員として市の職員が対応していますけれども、なかなか手が回らないところがあります。いていただくと大変助かるのですけれども、今現在そういった要件というのでしょうか、条件

というのでしょうか、そちらを満たしている方がなかなか見つからない
というところが実情でございます。

以上です。

（西尾）そうしますと、もしもっと広い現場になってくるとやっぱり補助員の方も必要になってくるのかなと考えるところなのですが、この1,331円で専門の知識を持った補助員の方がなかなか応募してくることはないのではないかなと考えるのです。こういった場合、もう少し時給を上げるとか、考えることはないのでしょうか。

（生涯学習課長）時給については、周辺の市町村の状況と合わせて決めさせていただいているところがありますので、検討の余地があればまたこちらについては先々検討させていただきたいと思っております。

以上です。

（西尾）では、2番目の質問に参ります。

これも午前中現場でお伺いしたところ、休憩時間については午前と午後、お昼休み以外にきちんと取られているということをおっしゃっていたのですが、私が学生時代、考古学をやっていたものですから、発掘大分やったのですが、三十数年前でさえ午前と午後、10時と、それから3時、建設現場の作業と同じように、しっかりと休憩時間、水分補給を取っていました。ということで、今日伺ったところ、ちゃんと取っているということで安心はしたのですが、先ほどの市のホームページの会計年度任用職員としての発掘調査作業員等の募集のページを見ますと、労働時間が午前9時から午後4時30分までで、正午から午後1時まで休憩って書いてあるだけなのです。なので、これだけ見ると休憩時間お昼休みしかないのかなと勘違いされる方も多いと思います。やはり屋外での発掘作業の場合は、建設現場等と同様に午前10時と午後3時、少なくとも15分から30分程度の休憩を設定して募集することが望ましいと考えますので、今後募集をかける場合はその午前と午後の休憩時間も含めて記載したほうがよいかと考えますけれども、見解を伺います。

（生涯学習課長）今の会計年度任用職員の募集につきましては、正規の職員と同様に、就労時間において休憩時間の適用をしまして、規定

の休憩時間を取っているような状況となっています。その中で、現場の進捗具合や天候などの状況を見ながら適宜全体休憩を取っているような状況を取らせていただいています。現状で大体40分ぐらいに1回ぐらい、5分から10分ぐらいの休憩を取らせていただいているのと、その他作業員には熱中症対策としておのこの判断で水分補給等をするように指示等をさせていただいているところです。

先ほどのご質問についてですけれども、最初のほうに述べましたとおり、就労の条件等については正規職員と同等の募集等をかけているところで、職員課とその辺の表記については改めて協議させていただきながらの対応となると思います。

以上です。

（西尾）では、最後の質問なのですけれども、現在本市で発行している埋蔵文化財発掘調査報告書は今のところ第何号まで発行しているのかお伺いします。

（生涯学習課長）お答えします。

現在本市で発行している埋蔵文化財発掘調査報告書は、28の調査報告書を出しております。それ以前に鴻巣市遺跡調査会の名前で出された報告書が12あるという状況でございます。

以上です。

（西尾）埋蔵文化財発掘調査報告書の作成、現場の作業のほかに室内で出た遺物の実測とかやって、それから調査報告書執筆まで、これをやる人たちというのは、人数は足りているのでしょうか。

（生涯学習課長）現在、順次発掘したものについては報告書作成のために進めているところですが、現在4名で進めさせていただいているところでございます。足りているかというと、実際その人数でうまくやりくりしながら進めさせていただいているところでございます。

以上です。

（諏訪）では、議案第63号 鴻巣市一般会計補正予算（第2号）について順次質問させていただきます。

まず、11ページの生活者支援給付金チームの給付金支援事業についてであります。今回補足給付対象となる人数をまずお願いいたします。

（福祉課長）対象の人数になりますが、減税し切れない額が増えた方については約1万1,000人、こちらは補足給付1として人数を想定しております。次に、今回のタイミングで給付をする方、こちらが約2,000人、これは補足給付2として想定をしております。そのほか、申請による給付対象になる方もいらっしゃると思っております。

以上です。

（諏訪）そうしますと、約1万3,000人と少しということでございます。今回会計年度任用職員の予算も出ておりますけれども、この方々の勤務日数、それから人数などの詳細をお願いいたします。

（福祉課長）会計年度任用職員の勤務日数ですとか人数等になりますが、まず人数については3人、1日6.5時間、週4日勤務、それと時期を9月から3月の採用予定で想定をしております。

以上です。

（諏訪）あと、職員の時間外の見込みは大体何時間ぐらいを予定しているのかお伺いします。

（福祉課長）職員の時間外の勤務見込みになりますが、こちらは月に12時間程度を見込んでおります。

以上です。

（諏訪）12時間ということなのですが、ここに張りつく職員というのは何人ぐらいなののでしょうか。

（福祉課長）現在1名張りつく職員を想定しております。

以上です。

（諏訪）業務の委託先と、あと契約の内容について伺います。

（福祉課長）まず、委託料の中の一番上に記載があります給付金データ作成委託料になりますが、こちらは対象者の抽出ですとか、対象者のデータ作成を想定しており、基幹系システムで管理する課税マスターを基に抽出するための基幹系システムベンダーを想定しております。

続きまして、2つ目にありますコールセンター等業務委託料になります

が、こちらは問合せの対応や窓口、書類審査など、給付に係る事務を一般的に委託する想定をしております。今までの給付金等のノウハウを生かしてもらうため、同じ業者に委託する予定であります。

3 つ目にあります確認書等作成業務委託料になりますが、こちらは確認書や支給決定通知などに対象者データから差し込み印刷をする基幹系システム業務支援ベンダーのほうへ委託する想定であります。

4 つ目にあります支給決定通知書作成支援業務委託料になりますが、こちらは給付金を支給するためのデータの作成や、支給対象者への支給決定通知等の作成、基幹系システム業務支援ベンダーを想定しております。以上です。

（諏訪）そうしますと、今お答えのありましたのは4つそれぞれ業務内容が違うかと思えますけれども、そうしますと4つ以上の委託先になりますか。

（福祉課長）それぞれ別の委託業者を想定しておりますが、それぞれ1事業者を想定しております。以上です。

（諏訪）給付金に関しては、ずっとこのところ続いていると思いますが、やはり今までお願いをしたような業者さんをお願いをする予定であるかどうか伺います。

（福祉課長）今までと同じ業者さんを想定しております。以上です。

（諏訪）あと、コールセンターなのですが、窓口の対応も入っているということでしょうか。

（福祉課長）はい、予定が入っております。以上です。

（諏訪）市民の方が窓口はこの件で何か問合せがあるということが想定されるということでしょうか。

（福祉課長）人それぞれかと思いますが、通知が届いたけれども、意味が分からないですとか、これ何だろうという問合せもあつたりと、この金額本当に合っているのとか、極端な話、あとは詐欺ではないかとか、

いろいろな以前から給付金のことをやっておりますので、そういった今までの問合せ等を基に今回もあるのではないかという想定はしております。

以上です。

（諏訪）今回、窓口対応というのを初めて伺ったような気がするのですが、今までも窓口対応されていたということによろしいのでしょうか。

（福祉課長）今までも、不足書類があって、それを窓口に提出をして、それを預かるですとか、そういった対応はしていただいております。以上です。

（諏訪）そうしますと、窓口対応は、今まではどちらかというと来てくださいと行って来ていただいたケースのほうが多かったと思うのですが、あと対応する窓口は福祉課さんのカウンターなのかどうか伺います。

（福祉課長）基本、給付金チームのほうで、場所が福祉課とちょっと離れておりますので、もちろん給付金のチームのほうに来ていただいた市民、対象者についてはそちらで対応させていただきますし、福祉課のほうの窓口に来たお客様については、給付金チームのほうから福祉課のほうの窓口に行って対応する想定をしております。

以上です。

（諏訪）13ページの障がい福祉課、システム改修委託料でございます。これは、障がい福祉のサービスの何か変更があつてのシステム変更ということによろしいのでしょうか、伺います。

（健康福祉部参事兼障がい福祉課長）障がい者福祉システム改修内容につきましては、2点ございます。1点目は、就労選択支援が令和7年10月1日に施行となることに伴い、報酬の設定などシステム改修を実施するものです。就労選択支援は、障がい者本人が就労先、働き方について、よりよい選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するものです。

2点目は、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において、事業所が報酬請求に使用するシステムのサービスコードが報酬告示の単価とは

異なる設定をしており、請求、支払額が告示の単位数より過不足が生じているため、報酬請求システムのサービスコード修正に伴うシステム改修を実施するものです。

以上です。

（諏訪）ただいまのシステム改修ですけれども、令和6年のサービスコードが違っていたということによろしいのですか。それは本市だけなのか、それとも全体的なのか伺います。

（健康福祉部参事兼障がい福祉課長）こちらのほう、国のほうの設定の誤りということで、市での設定が間違っていたということではありません。

以上です。

（諏訪）そうしますと、国のほうの設定が間違いということでしたが、ここの費用というのはどんなふうな配分になるのでしょうか。

（健康福祉部参事兼障がい福祉課長）委員のおっしゃいますとおり、国が間違えたのであれば国がというところなのですが、今回予定されておりますのは2分の1の補助ということで、国と市で折半して改修を行うという予定になっております。

以上です。

（諏訪）同じページの福祉課の生活保護システム改修でございます。先ほど前任者も質問されておりましたけれども、今回、今までの1,000円を1,500円に500円アップということについてのシステム改修というふうに受け止めたのですけれども、実際に生活保護を受給されている方が912人ということでございますけれども、この方々全員が生活扶助費500円アップということによろしいのかどうか。（P.32発言の訂正あり）

（福祉課長）委員のご質問のとおり、その対象の方々全員が500円アップになっております。

以上です。

（潮田）13ページ、総合福祉センター管理運営事業の備品購入費、これは陶芸窯ということでありましてけれども、この陶芸窯のまず目的と、あとは利用者はどのような方が利用されているのかと、あと稼働率をお願い

いたします。

（福祉課長）すみません。ちょっと暫時休憩させてもらっていいですか。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1 時 2 8 分）



（開議 午後 1 時 2 9 分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（福祉課長）まず、目的についてになりますが、こちらは陶芸窯を造っている方が地域にいらっしゃいますので、そういった方が作品を作って焼いて、自分たちで持っているというか、そういった目的でその陶芸窯の電気窯を借りて利用していることになります。すみません。公民館のほうにも陶芸窯がありますが、利用する方々については公民館と同じような形で利用されているかと思います。

以上です。

（潮田）これって、すみません、法的根拠、要はこれだけのお金をかけて、今まで使っていたものが壊れたからといって使うというのに際して、総合福祉センターの中にあるから、これが障がい者の団体だとか、今回というか、あしたば作業所があそこに入っていますから、そういった皆さんがお使いになるのかなというふうにも考えて、法的な根拠がどこにあるのか、これ一般財源からだけになっておりますので、こういったことで使うのかなというのが確認をしたかったというところなのです。これが一般財源から300万からのものというふうになると、何かしらの根拠がない限りちょっと難しいものかなというふうに思いまして、今の答弁からすると、いわゆる法的根拠からいったらちょっと違ってきてしまうのかな、総合福祉センターで設置するものとしてはちょっと違ってくるのかなというふうに思いましたので、公民館とかにあるのだと生涯学習だとかそういうようなところの社会教育のほうになるのかな、すみません、になったりとかすると思うのですけれども、そもそもこの陶芸窯というのはそういったことが目的で設置されていたものなのかどうか。今回全部一般財源ですけれども、国や県からのもの、これが障がい者の利

用とってなると社会福祉施設等施設整備費補助金とかというのの対象になるのかなとって考えたのですけれども、そういったものではないということになるのでしょうか。

（健康福祉部長）お答えいたします。

陶芸窯は、たしか総合福祉センター設置当初から置かれていたものですので、総合福祉センターの設置目的が社会福祉団体の活動推進とかがうたわれておりますので、そのような活動をするサークルさんあるいは団体さんにお使いいただくということで置いてあったのだと思います。現在は3つのサークルさん、団体さんがお使いになって、定期的に毎週お使いになっていて、焼き物ですので、毎週焼くということではないのですけれども、乾燥の時期があったり、素焼きがあり、本焼きがありということで継続的には使っていらっしゃいます。過去には、あしたば第一作業所でしたか、とコラボレーションではないのですけれども、作業の一環で使うということをやったという話は聞いておりますが、作業工程がかなり難しいということもありますので、その後は、作業には適さないということで、なかなか実現はしていないというのを聞いております。今回壊れてしまったのですけれども、いかんせん設置してから30年ぐらいですか、たっておりまして、修理が利かないということで、サークルさんも心待ちにしているということもあります。その団体さんが作っていただいたものについては、ふれあい祭りとか社協さんで行うお祭りの中では来場者に販売をしたりして、そのお金を寄附していただいたりとかというのも聞いておりますので、社会福祉活動の一環になるのかなというところで、私たちとしてはぜひ新規購入をして設置をして、お使いをいただきたいという考えでございます。

（潮田）そうすると、この今回の300万の支出というのが福祉のほうから出すというのには問題がないということによろしいでしょうか。

（健康福祉部長）はい、そのように考えております。

（潮田）それでは、前任者もあちこち質問されておりましたので、15ページの文化財調査事業のところでお伺いいたします。この文化財の、先ほど視察させていただきましたので、作業等はよく分かったのですけれ

ども、今回の補正で出されております158万1,000円、この会計年度任用職員のほうは154万3,000円。この会計年度任用職員の皆さんがなさるの、これはまず人数とどういった業務内容になるのかを伺います。

（生涯学習課長）お答えします。

今回の補正予算の内容でございますけれども、発掘整理作業員ということで3名の方の人数を想定して予算のほうを計上させていただいております。実際の作業内容としましては、主に出土遺物等の資料整理、報告書作成に関する作業となります。

以上です。

（潮田）そうすると、今の答弁からすると、先ほどあそこで作業をしてくださっていた3人の方がやっていたらしゃるような作業ではなくて、その発掘されたものを整理する、そして書類を作るという作業ということになるのでしょうか。

（生涯学習課長）おっしゃるとおりでございます。

（潮田）今後こういった同じようなものが出てきた場合、先ほども答弁のところで2か所という話がありました。見に行ったのは1か所であったのですけれども、今の答弁でありました人数というのは2か所の分が入っているということでしょうか。

（生涯学習課長）今回の補正予算のものについては、今現在、通常、年間で見えていただくと、本発掘というのが年間大体2件から3件程度出たような状況でございますけれども、今回既にもう6月の段階で2件本発掘が出ている状況です。今後の状況を見込んで、人数のほうを改めて補正予算という形で計上させていただいているというところでございます。

以上です。

（潮田）そもそも論なのですけれども、今鴻巣市内では、1つ、宮前のほうのは終わっているということでありましてけれども、県のほうが関わるものと今回のような市だけでやるものとのその違いというのはどういうふうになっているのでしょうか。

（生涯学習課長）通常、宮前のほうは県の事業団のほうでやっているの

ですけれども、あちらについては、例えば国の開発ですとか、国が開発する場合、県のほうに委託したりとかしているような状況。それ以外のものの通常の民間の開発のものについては市のほうで、実際市の教育委員会のほうで発掘しているというような形となっております。

以上です。

（潮田）すみません、ページ数でいうとちょっと遡るのですが、低所得者支援のほうの……生活支援給付金チームのほうでの低所得者支援及び定額減税補足給付金支給事業、これって昨年、令和6年度の事業でございました。令和6年度から今に至るまで、正確な数字にはならないとは思いますが、全額でどのくらいこの減税の部分、給付の部分になるのか伺います。

（福祉課長）減税額のほうは把握をしておりますが、昨年やりました調整給付金のほうの金額になりますが、そちらのほうは8億5,073万円となっております。

以上です。

（潮田）昨年の分での調整給付金が8億5,073万円か。すみません。そうすると、今回のほうのは、まだ予定の金額だと思うのですが、どのくらいが想定されているのでしょうか。

（福祉課長）補足外給付金のほうについては、4億3,073万円を予定しております。

以上です。

（潮田）すみません。この金額は、減税分は一切関係なくて、給付金が全部ということよろしいでしょうか。

（福祉課長）そのように想定しております。

以上です。

（後藤）11ページの生活者支援給付金チーム、給付金支給事業、いわゆる不足額給付に関してなのですが、本会議のほうの議案質疑でも答弁あったと思うのですが、プッシュ型通知を8月上旬から始められるということだと思うのですが、プッシュ型通知ということなので、支給漏れはないかというところ、あとこのほか届出や申請を要

する方がいるとすれば、支給漏れとか申請漏れが生じないような周知などはされるのか伺います。

（福祉課長）まず、支給額について税の情報から把握できている方については、振込先の口座情報を把握しておりますので、そちらの方についてはプッシュ型の通知、7月末までに送付をして口座振込、振込口座に変更がなければそのまま8月の中旬に振込を予定しております。その中でも振込口座を変更したいという方については、その旨を届出させていただくように想定をしておりますので、支給漏れはないと考えております。また、振込先の口座情報を把握していない方についても、プッシュ型の通知を8月上旬に送付し、口座情報の返信をいただくように想定しております。返信をいただいていない方については、申請期限が10月の31日なので、申請期限に間に合うようにリマインド通知を送付することを想定しております。また、その他、去年の転入者、令和6年1月2日以降転入された方などについては、ご自身で申請をしていただく方になっておりますが、7月の広報に掲載するとともに、ホームページでも周知していく想定でおります。

以上です。

（後藤）すみません、関連しての質問になるのですが、逐一通知とかを市民の皆さんにされるというところであると思うのですが、先ほど前任者の質問絡みで、詐欺と勘違いされるケースがあるのではないかと、あと逆に詐欺する人側からすると、これに見せかけてという、そういう人たちから見ると、言い方はあれですが、だますチャンスにもなりかねないのかなという印象がありまして、そういう中、当然通知をしていく中で、振り込め詐欺ではないかといって警察に問い合わせたり、市に直接問合せをされる場合があると思うのですが、そういったところ、地元の警察の方と何か調整とかされたりとかはあるのでしょうか。

（福祉課長）以前も行ったのですが、給付金を始めますということで事前に鴻巣警察のほうに行きまして、これから給付金が始まりますので、こういった通知を差し上げますということでご案内はしておりますの

で、今回もそういったご案内をする予定であります。

以上です。

（後藤）あと、最後に1点ありまして、前任者から委託料、いろんなベンダーさんとかに委託をする予定ということで、件数として今回ですと1万3,000プラスアルファ、そのぐらいのボリュームのデータで、しかも非常に多分泌匿性の高いデータを取り扱う業者さんって、そこまであまたいるわけではないのかなと。そのノウハウを持たれている業者さんにまた引き続きお願いをされるというところでもそういったところ推察できるかなと思うのですけれども、何か逆に言うと、こちら側からすると選び手があんまり少ないってなると、ベンダーさんの言い値ではないですけれども、値段って比較的、相手側からすると上げやすいのかなと感じていまして、そういう意味で例えば委託内容を一部内製化するとか、あとは、これはできるわけないだろうと突っ込みを受けそうですけれども、例えば近隣他市と一緒にベンダーを選定して、その分ちょっと値引いてもらおうとか、そういうコストカット的な側面で何か検討されるものがあるのか伺います。

（福祉課長）基幹系のベンダーを使っておりますので、どうしてもこの点については限定をされてしまいます。なおかつ我々のほうとしましては、自分たちだけでやるのではなくて、ICT推進課ですとか、そういった相談できる関連部署と相談をしながら、その金額が適正かどうか、内容のほうは合っているかどうか、随時連携を取りながら今後やっていきたいと思っております。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（福祉課長）すみません。

（委員長）補足ですね。

（福祉課長）はい。すみません。

（委員長）お願いします。

（福祉課長）発言の訂正をお願いいたします。

先ほど諏訪委員の生活保護費の500円の対象者が全員なのかどうかというご質問があったかと思いますが、そちらの質疑の答弁で私のほうが全員対象となりますということで答弁をしましたが、正しくはその全員の対象者の中からさらに増額とならない、入院患者ですとか介護施設の入所者というのは増額になりませんので、その点については、すみません、訂正をお願いいたします。

（委員長）ただいまの福祉課長の訂正についてはご了承願います。
なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。
ほかにありませんか。大丈夫ですね。訂正も質問も大丈夫ですね。

（なし）

（委員長）では、これより討論を求めます。
初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）または、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

（なし）

（委員長）これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。採決は挙手で行います。
議案第63号 令和7年度鴻巣市一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。
よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。
これをもちまして文教福祉常任委員会を閉会いたします。
なお、会議録の調製及び委員長報告につきましては委員長にご一任願います。
ご苦労さまでした。

（閉会 午後1時49分）